

「伴走支援型特別保証制度」及び

兵庫県融資制度「伴走型経営支援特別貸付」の要件が改正されました

新型コロナウイルス感染症等の影響により、積み上がった債務の返済負担に伴って増加することが見込まれる借換え需要や事業再構築等の事業好転の契機となり得るような前向きな取組に対する資金需要等に応えるため、令和5年1月10日付で「伴走支援型特別保証制度」及び兵庫県融資制度「伴走型経営支援特別貸付」の要件が改正されました。

制度の概要および主な改正点は以下の通りです。民間ゼロゼロ融資の借換えに加え、他の保証付融資の借換えも可能ですので、ぜひご利用ください。

▶ 「伴走支援型特別保証制度」及び兵庫県融資制度「伴走型経営支援特別貸付」の制度概要

対象者	次の(1)～(3)のいずれかに該当し、経営行動計画を策定した方 (1) セーフティネット保証4号の認定を受けた方 (2) セーフティネット保証5号の認定を受けた方 (3) 次の①または②(i)から(vi)のいずれかに該当する方 ① 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少していること ② (i) 最近1か月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること (ii) 最近1か月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること (iii) 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること (iv) 最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること (v) 最近1か月間の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること (vi) 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること	
限度額	両制度を合算して1億円	保証期間 10年以内(うち据置期間5年以内)
貸付利率	金融機関所定利率(伴走型経営支援特別貸付は年0.90%)	
保証料率	【対象者(1)(2)の場合】年0.85%(経営者保証免除対応を適用する場合は年1.05%) ※ 国による保証料補助(当初保証料に限る)により、保証料の負担は年0.20%相当額となります。 【対象者(3)の場合】 (責任共有対象) 年0.45%～1.90%(経営者保証免除対応を適用する場合は年0.65%～年2.10%) (責任共有対象外) 年0.50%～2.20%(経営者保証免除対応を適用する場合は年0.70%～年2.40%) ※ 国による保証料補助(当初保証料に限る)により、保証料の負担は年0.20%～1.15%相当額となります。 ※ 条件変更に伴い追加して生じる保証料については、国による保証料補助の対象外となります。	
取扱期間	令和6年3月31日まで(協会申込受付分)	
その他 (借換時留意事項)	●対象者(1)の方で、既存の保証付融資を借換する場合、借換対象が危機指定期間中(令和2年2月1日から令和3年12月31日)に協会が申込を受付し、かつ貸付実行されたセーフティネット保証5号であれば、借換対象の残高の範囲内で責任共有対象外保証での借換が可能。 ●対象者(2)(3)の方で、既存の保証付融資を借換する場合、借換対象が責任共有対象外保証であれば、借換対象の残高の範囲内で、責任共有対象外保証での借換が可能。	

※ 上記は制度の概要になりますので、詳細につきましては、各事務所・支所までお問い合わせください。

主な改正点

- 対象者の要件の売上高減少率が「15%以上」から「5%以上」に変更。
- 対象者の要件に「利益率の減少要件」が追加。
※ 要件追加に伴い、添付書類に各利益率減少要件確認書が追加。
- 借換対象の制度内容次第では、責任共有対象保証を責任共有対象外保証で借換することが可能。
- 経営行動計画書の項目に「計画終了時点における将来目標」「本資金の活用方法」「収支計画及び返済計画」が追加。
- 取扱期間が令和6年3月31日(協会申込受付分)まで延長。